

○平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）一部改正案  
新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一号から第六号までに掲げる電気通信設備</p> <p>一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</p> <p>三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号の伝送路設備</p> <p>四々六（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。</p> <p>一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第四項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</p> <p>二 施行規則第二十三条の九の二第四項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備</p> <p>三 施行規則第二十三条の九の二第四項第二号の伝送路設備</p> <p>四々六（略）</p> <p>別表（略）</p>

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。